

被災宅地危険度判定実施要綱第6条第2項

(資格要件と資格を証明するための必要書類)

資格要件

一 号 該 当	<p>ア 大学院等在学経験者 大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) ②実務経験証明書</p>
	<p>イ 大学卒業生 大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) ②実務経験証明書</p>
	<p>ウ 3年課程の短期大学卒業生 短大で正規の土木、建築、都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く。)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) ②実務経験証明書</p>
	<p>エ 短期大学、高等専門学校卒業生 ア～ウ項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) ②実務経験証明書</p>
	<p>オ 高等学校卒業生 高等学校又は旧中等学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) ②実務経験証明書</p>
	<p>カ その他の者(ア～オ又はキ～スに該当しない方) 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者 【必要な添付書類】 ①認定講習会修了証の写し ②実務経験証明書</p>
	<p>指定の国家資格を有する者</p>
二 号 該 当	<p>キ 技術士:宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①技術士登録証の写し又は技術士本試験合格証明書 ②実務経験証明書(技術部門を建設部門とする場合は、不要)</p>
	<p>ク 一級建築士 一級建築士の資格を有する者 【必要な添付書類】 ①一級建築士免許証(免許証明書)の写し</p>
三 号 該 当	<p>ケ 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者 土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上実務経験を有する者 【必要な添付書類】 ①実務経験証明書</p>
四 号 該 当	<p>コ 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者 土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする都道府県知事等が認めた者 【必要な添付書類】 ①実務経験証明書</p>
四 号 該 当	<p>サ 二級建築士 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①二級建築士免許証(免許証明書)の写し ②実務経験証明書</p>
	<p>シ 土木・建築・造園に関する一級施工管理 建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者 【必要な添付書類】 ①一級施工管理の技術検定合格証明書の写し</p>
	<p>ス 土木・建築・造園に関する二級施工管理 建設業法による土木・建築・造園に関する二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者 【必要な添付書類】 ①二級施工管理の技術検定合格証明書の写し ②実務経験証明書</p>
	<p>セ 地盤品質判定士 地盤品質判定士協議会において地盤品質判定士として登録された者 【必要な添付書類】 ①地盤品質判定士登録書の写し</p>